

(旧)

浜松市週休2日制工事（水道工事）実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業における担い手の確保・育成のため、浜松市が発注する水道工事の一部において費用を適切に計上し、週休2日を確保する工事（以下、「週休2日制工事」という）の実施にあたり、必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 「週休2日制工事」の対象は、主に水道事業実務必携により積算する水道施設等の工事を対象とする。ただし、次の号に掲げる工事は対象外とする。

- (1) 当初設計金額400万円以下の工事
- (2) 契約上の工期が1ヶ月未満の工事
- (3) 契約上の工期の大半が工場製作で現場作業が1週間程度の工事
- (4) 災害復旧工事や急施行工事など緊急性の高い工事

(用語の定義)

第3条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。

- (1) 週休2日
対象期間において、4週8休以上に相当する現場閉所を行ったと認められる状態のことをいう。
- (2) 対象期間
工事着工日から工事完工日までの期間のことをいう。ただし、年末年始（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - ・工事着工日：試掘工や起工測量等に現場着手する日をいう。
 - ・工事完工日：後片付け期間を除く、主要仮設撤去後の工事目的物完成の日をいう。
- (3) 現場閉所
巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。（資材置場への資材搬入は現場管理上必要な作業にはあたらないため、現場閉所日とはならない。）
- (4) 現場閉所率
対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数／対象期間日数）で

(新)

浜松市週休2日制工事（水道工事）実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業における担い手の確保・育成のため、浜松市が発注する水道工事の一部において費用を適切に計上し、週休2日を確保する工事（以下、「週休2日制工事」という）の実施にあたり、必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 「週休2日制工事」の対象は、主に水道事業実務必携により積算する水道施設等の工事を対象とする。ただし、次の号に掲げる工事は対象外とする。

- (1) 当初設計金額400万円以下の工事
 - (2) 施工に必要な実日数（実働日数）が1週間程度と見込まれる工事
 - (3) 通年維持工事、緊急性の高い応急対策工事等
 - (4) 発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事
- なお、(4)により対象外として発注した工事については、契約後、現場着手までに受発注者間協議を行い、必要に応じて対象とすることができる。

(用語の定義)

第3条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。

- (1) 週休2日
対象期間において、4週8休以上に相当する現場閉所を行ったと認められる状態のことをいう。
- (2) 対象期間
工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。
- (3) 現場閉所
対象期間において、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。（資材置場への資材搬入は現場管理上必要な作業にはあたらないため、現場閉所日とはならない。）
- (4) 現場閉所率
対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数／対象期間日数）で

（旧）

算定する。現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。

（5）月単位の週休2日

対象期間の全ての月において、週休2日の状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（6）通期の週休2日

対象期間の現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（発注方式）

第4条 発注者指定方式により発注する。

発注者指定方式

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式
4週8休以上の達成を前提とする。

（積算方法等）

第5条 週休2日制工事の積算及び変更方法は次のとおりとする。

（1）補正係数

対象期間中の現場閉所状況に応じて、「浜松市週休2日制工事（水道工事）の積算について」に定める補正係数を乗じる。

（2）発注者指定方式

当初の設計金額の設定から、月単位の週休2日を前提とした補正係数により各経費を補正し工事費を積算する。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは通期の週休2日の補正係数に変更するものとし、通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

（実施方法）

第6条 週休2日制工事の実施方法は次のとおりとする。

（1）受注者は、現場着工日までに4週8休以上の取得計画が確認できる現場

（新）

算定する。現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上（削除）とする。

（5）週単位（完全週休2日）の週休2日

対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受発注者間の協議により、予めこれに変わる定休日を設定してもよいものとする。

（6）月単位の週休2日

対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

（発注（削除））

第4条 発注者指定方式により発注する。

発注者指定方式

週単位（完全週休2日）の週休2日の達成を前提とした補正係数により費用を計上し発注する。

（削除）

（実施方法）

第5条 週休2日制工事の実施方法は次のとおりとする。

（1）受注者は、現場着工日までに（削除）現場閉所計画表（別紙2を参考

(旧)

閉所計画表（別紙2を参考とする）を監督員に提出し、受発注者同意のもとこれに基づき施工を行う。（追記）

- （2）発注者は、計画表の提出を受け、現場閉所日の取得計画を確認する。
- （3）受注者は、工事完工後すみやかに、週休2日の状況が分かる書類（現場閉所確認表や工事記録簿等）を発注者へ提出する。
- （4）発注者は、受注者から提出された書類について、現場閉所日の取得状況を確認する。（追記）
- （5）工事成績評価
週休2日が達成された場合は、担当監督員の評価項目「休日確保（4週8休以上）で評価する。

（追記）

（入札公告）

第7条 発注者は、週休2日制工事を実施する場合、入札公告において「週休2日を確保する工事」であることを明記する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。
この要領は、令和3年4月1日から施行する。
この要領は、令和3年5月1日から施行する。
この要領は、令和4年4月1日から施行する。
この要領は、令和5年4月1日から施行する。
この要領は、令和6年4月1日から施行する。
この要領は、令和6年10月4日から施行する。
この要領は、令和7年7月1日から施行する。

（追記）

(新)

とする）を監督員に提出し、（削除）これに基づき施工を行う。なお、受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。

- （2）受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。
- （3）受注者は、工事完工後すみやかに、週休2日の状況が分かる書類（現場閉所確認表や工事記録簿等）を発注者へ提出する。
- （4）発注者は、受注者から提出された書類について、現場閉所日の取得状況の確認を行う。なお、規定の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所日の取得状況に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。
- （5）上記取組実施内容については、入札公告等で掲示する特記仕様書に明記する。

（費用の計上）

第6条 別に定める「浜松市週休2日制工事（水道工事）の積算について」に基づき、費用の計上を行うものとする。

（入札公告）

第7条 発注者は、週休2日制工事を実施する場合、入札公告において「週休2日を確保する工事」であることを明記する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。
この要領は、令和3年4月1日から施行する。
この要領は、令和3年5月1日から施行する。
この要領は、令和4年4月1日から施行する。
この要領は、令和5年4月1日から施行する。
この要領は、令和6年4月1日から施行する。
この要領は、令和6年10月4日から施行する。
この要領は、令和7年7月1日から施行する。
この要領は、令和7年10月3日から施行する。